

## 公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

### 基本的事項

#### 1 事業の概要

特別会計名： 礼文町簡易水道事業特別会計

事業名	簡易水道事業		
事業開始年月日	昭和30年4月1日	地方公営企業法の適用・非適用	適用 <input checked="" type="checkbox"/> 非適用
団体名	礼文町	職員数 (H19. 4. 1現在)	2
構成団体名			

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

#### 2 財政指標等

資本費	151円 (H18)	公営企業債現在高 (百万円)	0
累積欠損金 (百万円)		利益剰余金又は積立金 (百万円)	0
不良債務 (百万円)		財政力指数	0.128 (H18)
資金不足比率 (%)		実質公債費比率 (%)	26.2 (H18)
		経常収支比率 (%)	81.9 (H18)

注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。

なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

#### 3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 該当なし
〔合併期日：平成 年 月 日 合併前市町村： 〕

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3  にしを付けた上で内容を記載すること。

#### 4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	礼文町簡易水道事業経営健全化計画
計画期間	平成19年度～平成23年度
計画策定責任者	礼文町長 小野 徹
既存計画との関係	公営企業経営健全化計画（平成18年度～平成27年度）
公表の方法等	議会報告、町広報誌及びホームページ
基本方針	常に事業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営を図るため、老朽化した配水管の計画的な敷設替等の整備を行ない、衛生的に処理された水の安定供給と有収率の向上を行ない、簡易水道事業の健全経営を行なう。

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：百万円）

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額		95	47	142
	補償金免除額		23	7	30
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額				

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公営企業債	香深簡易水道			36,549	36,549
	水道管布設			6,883	6,883
	水道管布設			3,621	3,621
	水道管布設		3,038		3,038
	元地簡易水道排水管布設替		4,668		4,668
	簡易水道		46,245		46,245
	水道管布設		41,599		41,599
	香深簡易水道増補改良	35,772			35,772
合 計 (A)		35,772	95,550	47,053	178,375
一般会計負担分 (再掲)	香深簡易水道			18,274	18,274
	水道管布設			3,441	3,441
	水道管布設			1,810	1,810
	水道管布設		1,519		1,519
	元地簡易水道排水管布設替		2,334		2,334
	簡易水道		23,122		23,122
	水道管布設		20,799		20,799
	香深簡易水道増補改良	17,886			17,886
合 計 (B)		17,886	47,774	23,525	89,185
公営企業で負担するもの (A)-(B)		17,886	47,776	23,528	89,190

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公営企業債					
合 計 (A)					
一般会計負担分 (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【公営企業金融公庫資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
一 般 会 計 負 担 分  ※ 上 記 の う ち ( 再 掲 )					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

- 注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。  
 2 必要に応じて行を追加して記入すること。

## II 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<p>離島という環境で、市街地は北部と南部の二つの地域に分かれているが、さらに海岸線に沿って集落が点在していることから給水区域が広範囲になっており、これまでも点在していた小規模施設を統合し維持管理の効率化や老朽管の布設替による漏水の解消を図り、現在においても3箇水事業により3施設を運営、有収率の改善と安全で衛生的に処理された水道水の安定供給に努め、事業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営や経営の効率化を図っている。</p> <p>しかし、過疎化による人口の流出や、近年の観光入込数の減少に伴う料金収入の減少が見られるが、平成14年に改定した料金体系は3年ごとの見直しを行なうこととしているものの、既に現行の料金体系は近隣市町村と比較しても高額な水準となっており、また平成16年度より下水道が供用開始となったことから住民負担は増加しており、加入促進を図る上でも、現時点ではこれ以上の料金改定による負担増は望めない状況となっている。</p>
経営課題	<p>課 題 ①</p> <p>現在抱えている取水・浄水施設の多くは、耐用年数を超過し老朽化も著しいことから、簡易水道事業統合計画の作成に合わせ、施設の管理運営の効率化と維持管理費の削減を検討し、今後予測される施設設備の更新に備え、さらなる経営の効率化を図る必要がある。</p> <p>課 題 ②</p> <p>配水管における漏水を解消し、有収率の向上と、浄水処理に要する経費の削減を図る必要がある。</p> <p>課 題 ③</p> <p>料金全体に対する未納料金はH18年度末で513千円、年間の料金に対して0.5%となっており、未納の解消へ向け徴収の効率化と強化を図る必要がある。</p> <p>課 題 ④</p> <p>課 題 ⑤</p>
留意事項	

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

### Ⅲ 今後の経営状況の見通し（②法非適用企業）

#### （1）収益的収支、資本的収支

（単位：百万円，％）

区 分		年 度	平成14年度 (計画前5年度) ( 決 算 )	平成15年度 (計画前4年度) ( 決 算 )	平成16年度 (計画前3年度) ( 決 算 )	平成17年度 (計画前々年度) ( 決 算 )	平成18年度 (計画前年度) ( 決 算 見 込 )	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
収 益 的 収 支	収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	106	111	113	120	105	102	102	102	102	102
		(1) 営 業 収 益 (B)	106	111	113	108	105	102	102	102	102	102
		ア 料 金 収 入	106	111	113	108	105	102	102	102	102	102
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)										
		ウ そ の 他										
		(2) 営 業 外 収 益	0	0	0	12	0	0	0	0	0	0
		ア 他 会 計 繰 入 金				12						
	イ そ の 他											
	収 益 的 支 出	2 総 費 用 (D)	82	96	85	85	77	74	68	64	63	64
		(1) 営 業 費 用	53	70	60	62	55	53	52	52	52	53
		ア 職 員 給 与 費	19	19	11	22	13	13	14	14	14	15
		ウ ち 退 職 手 当										
		イ そ の 他	34	51	49	40	42	40	38	38	38	38
		(2) 営 業 外 費 用	29	26	25	23	22	21	16	12	11	11
ア 支 払 利 息		27	26	25	23	22	21	16	12	11	11	
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息												
イ そ の 他	2											
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	24	15	28	35	28	28	34	38	39	38		
資 本 的 収 支	資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	22	30	62	51	67	94	96	0	0	0
		(1) 地 方 債	7	8	21	20	26	64	96			
		(2) 他 会 計 補 助 金	11	19	22	13	15	13				
		(3) 他 会 計 借 入 金										
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金										
		(5) 国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金			19	18	26	17				
		(7) そ の 他	4	3								
	資 本 的 支 出	2 資 本 的 支 出 (G)	46	45	89	85	96	122	130	24	24	25
		(1) 建 設 改 良 費	13	12	53	46	56	34				
		ウ ち 職 員 給 与 費										
		(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	33	33	36	39	40	88	130	24	24	25
		(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金										
		(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金										
	(5) そ の 他											
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	-24	-15	-27	-34	-29	-28	-34	-24	-24	-25		



## (3) 経営指標等

(単位:%)

		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
資金不足比率	(%) (再掲)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
料金回収率	(%)	89.7	84.0	96.2	86.7	89.3	63.4	52.0	118.2	118.2	118.2
総収支比率(法適用)	(%)										
経常収支比率(法適用)	(%)										
営業収支比率(法適用)	(%)										
累積欠損金比率(法適用)	(%) (再掲)										
収益的収支比率(法非適用)	(%) (再掲)	92.2	86.1	93.4	96.8	89.7	63.0	51.5	115.9	117.2	114.6
不良債務比率(法適用)又は 赤字比率(法非適用)	(%) (再掲)										
繰入金比率	収益的収入分	(%)	0.0	0.0	0.0	10.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	うち基準内繰入金	(%)				10.1					
	うち基準外繰入金	(%)									
	うち料金収入に計上すべき繰入等	(%)									
	うち赤字補てん的なもの	(%)									
	資本的収入分	(%)	50.0	63.3	35.5	25.5	22.4	13.8	0.0	0.0	0.0
	うち基準内繰入金	(%)	50.0	63.3	35.5	12.8	22.4	13.8	0.0	0.0	0.0
	うち基準外繰入金	(%)				12.7					
うち赤字補てん的なもの	(%)										

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

## (1) 資金不足比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

## (2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

## (3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

## (4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100

## (5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

## (6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

## (7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益－受託工事収益) × 100

## (8) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

## 2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあっては使用料回収率)について記載すること。

## (1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価 (円/m<sup>3</sup>) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/m<sup>3</sup>) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

## (2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	<p>将来的な給水人口及び加入者数見込みにおいても、良質な飲料水の安定供給に必要な施設の維持管理費等、簡易水道事業の運営に必要とする費用額を確保し、近隣の同等規模市町村とも比較しながら、加入者が負担可能であり、かつ適正な受益者負担額となるよう、定期的な見直しを行ない適切な料金設定を行なうこととし、平成14年度に改定している。</p> <p>しかし、平成16年度より下水道が供用開始されたことにより住民の負担は増加しており、さらに下水道への加入促進を図る上で、現時点での料金改定による料金収入の増加は望めない状況となっている。</p> <p>また、過疎化による人口の減少や観光入込数の落ち込みに伴ない料金収入は減少してきているが、平成20年度に新たな地域で下水道の供用が開始となることにより、1件あたりの使用水量が増加するものと見込まれ、全体の料金収入は今後しばらくは横ばいに推移するものと見込む。</p>
2 他会計繰入金の見込み	<p>人件費の抑制及び、老朽管布設替事業が終了することに伴ない施設整備に要した料金収入を、起債(元金・利息)の償還へより多く充てることが出来るようになることと、繰上償還により返済に係る負担が軽減されることにより、平成21年度以降については一般会計からの繰り入れは不要になるものと見込んだ。</p>
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	<p>大規模な配水管布設替の建設改良事業は平成19年度をもって終了するが、3施設ある浄水施設設備は耐用年数を超過し、老朽化が著しいことから、簡易水道事業統合計画の作成時に施設の効率化と維持管理費削減の方策を検討することとし19年度中の策定を目指しているが、現時点で施設整備の必要性と内容等については決定していないため見込んでいない。</p>
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

#### IV 経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
<p>1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地方公務員の職員数の純減の状況</li> <li>○ 給与のあり方 <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方</li> <li>◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方</li> <li>◇ 退職時特昇等退職手当のあり方</li> <li>◇ 福利厚生事業のあり方</li> </ul> </li> </ul>	<p>集中改革プランにおける職員定数見直しと連動し、平成18年度に担当職員を1名減員し2名体制としたが、現状の3施設の維持管理体制を勘案すると、さらに削減することは厳しい状況である。</p> <p>特勤勤務手当は平成17年度で廃止、平成18年度より国に準拠した給与制度を実施している。</p> <p>退職時特別昇給について、平成19年度廃止の方向で検討中。</p>
<p>2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組</li> <li>○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用</li> </ul>	<p>配水設備の漏水の解消に努め、有収率の向上を図るとともに、簡易水道統合計画の作成時に、老朽施設に係る管理の効率化と維持管理費削の方策を検討する。</p> <p>ろ過池の清掃について、3箇所の浄水場のうち2箇所は民間に委託し、残り1箇所は賃金雇用により直営で行なっている。この、直営の箇所については、過去に委託で行なっていたこともあったが、当初の業者が撤退した後に新たな引き受け先が無く、やむを得ず賃金雇用により直営とした経緯も踏まえ、維持管理の効率化と経費の削減効果、受託先の確保等を含め全施設の委託化を検討する。また、配水管における過大な漏水は有収率の低下だけでなく、浄水処理過程においての電気料金や薬品などのコスト増大の原因ともなることから、平成18・19年度に引き続き漏水調査及び補修などの漏水対策を継続して実施する。</p>

#### IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保  <input type="checkbox"/> 料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	定期的な見直しを行ない、適切な料金設定の実施(平成14年度改定)。
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入  <input type="checkbox"/> 経営健全化や財務状況に関する情報公開  <input type="checkbox"/> 行政評価の導入	財務状況については、広報誌および町のホームページで公開しているが、健全化計画についても町議会への報告と合わせ、財務状況と同様に公開する。
5 その他	

- 注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、IIに付した課題番号を引用しつつ、記入すること。
- 2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。
- 3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課 題	取 組 み 及 び 目 標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	平成18年度に行なった職員数1名減の2名体制を今後も維持する。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	<p>現在、民間へ委託している2箇所の浄水場のろ過池清掃については、今後も民間委託を継続し、賃金雇用により直営で管理している浄水場についても、維持管理の効率化と経費の削減効果、受託先の確保等を含め民間への委託化を検討する。</p> <p>コスト増大の要因となる配水管における漏水対策を継続して実施するとともに、統合計画作成の中で、老朽施設の管理の効率化と維持管理費の削減の方策を検討する。</p> <p>また、料金の収納対策として、徴収の効率化と強化を図るとともに、町全体の収納対策プロジェクトチームと協力連携しながら未納の解消を図る。</p>
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	
4 その他	平成19年度の老朽化した配水管（石綿管）布設替の建設改良事業の終了後に予定していた小規模な老朽化した施設の整備事業（年間5,000千円）について、緊急を要する最低限の補修のみ維持管理における修繕にて対応することとし、今後策定する簡易水道事業統合計画及び統合計画に基づき必要とされる施設整備計画が決定するまでは、施設整備に伴う建設改良事業は抑制する。

注1 上記各項目には、IIで採り上げた経営課題に対応する取組としてIVに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 ※ 次頁以下（1）から（5）までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

（各事業共通留意事項）

<ol style="list-style-type: none"> <li>次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。</li> <li>各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費（人件費、物件費、維持補修費等）に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体（事業）の取組状況に応じて、適宜、細分化（例：職員数→職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等）することは差し支えないこと。</li> <li>「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。</li> <li>「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。</li> <li>4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目（資産売却益、工事コスト縮減等）については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、IVの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。</li> <li>計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。</li> <li>「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費（退職手当以外の職員給与費）その他改善額を計上することが可能なものの合計（「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計）を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。</li> <li>（参考）補償金免除額 欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額（補償金免除（見込）額）であり、Iの「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。</li> <li>以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示（留意事項）に従うこと。</li> <li>必要に応じて行を追加して記入すること。</li> </ol>
---

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

2 年度別目標等

(1) 水道事業

① 年度別目標

(単位:千円、%)

課題	目標又は実績	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年間 実績	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	計画合計
<b>【収入の確保】</b>													
	料金改定率	9.6											
	改善額(料金の適正化)※1	5,825	5,677	5,750	5,745	5,604	28,601	5,700	5,700	5,700	5,700	5,700	28,500
2	未収金の徴収対策												
	改善額						0	116	216	316	366	416	1,430
	一般会計負担金の額												
	改善額(負担金の確保等)						0						0
	資産の有効活用												
	改善額(収入増額)						0						0
	その他( )												
	改善額						0						0
<b>【経費の削減】</b>													
	職員給与費の適正化												
	職員給与費(退職手当以外)	18,833	19,455	22,240	21,758	12,893							
	改善額	2,311	1,689	-1,096	-614	8,251	10,541						0
	給与水準												
	改善額						0						0
	その他(職員数等の見直し)	18,833	19,455	22,240	21,758	12,893							
	改善額	2,311	1,689	-1,096	-614	8,251	10,541						0
	職員給与費(退職手当)												
	職員数(人)	3	3	3	3	2							
	増減数(人)	0	0	0	0	-1	-1						
2	維持管理費等					42,122		40,250	37,500	37,500	37,500	37,500	
	改善額(適正化)						0	1,872	4,622	4,622	4,622	4,622	20,360
	工事コスト※2												
	改善額(縮減額)						0						0
4	その他( )												
	改善額						0						0
	累積欠損金比率												
	増減												
	企業債現在高	607,836	582,452	567,089	548,047	533,417		509,012	474,799	450,304	426,102	401,011	
	増減		25,384	15,363	19,042	14,630		24,405	34,213	24,495	24,202	25,091	
	計画前5年間改善額 合計						39,142						
	改善額 合計												50,290
	(参考) 補償金免除額												30,000

注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

注2 ※1「改善額(料金の適正化)」については、「料金改定に伴う料金増収額」を記入すること。

※2「工事コスト」については、工法の見直し等による建設コストの縮減(建設改良費の抑制は除く。)を記入すること。

注3 改善額の算出方法については、IVの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。

注4 必要に応じて行を追加して記入すること。また、会計規模により必要に応じて単位を百万円から千円に変更することも可とするが、「改善額合計」を算出する際の単位誤り、誤計上(重複計上等)がないよう留意すること。

② 経営状況

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
給水人口(千人)	4	3	3	3	3	3	3	3	3	3
年間総有収水量(千m <sup>3</sup> )	402	526	459	409	412	400	400	400	400	400
公称施設能力(m <sup>3</sup> /日)	2,555	2,555	2,555	2,555	2,555	2,555	2,555	2,555	2,555	2,555
1日最大配水量(m <sup>3</sup> /日)	2,710	3,027	3,152	3,076	3,005	3,005	3,005	3,005	3,005	3,005
最大稼働率(%)	106.1	118.5	123.4	120.4	117.6	117.6	117.6	117.6	117.6	117.6
供給単価(円/m <sup>3</sup> )	264	210	246	263	255	255	255	255	255	255
給水原価(円/m <sup>3</sup> )	285	247	262	303	285	407	492	220	219	220

③ 簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記載すること。

施設の現状及び、管理運用の方法について再検討を行ない、長期ビジョンに基づく効率的な管理運営と計画的な施設設備の更新も含め、今後の水道事業の方向性とあり方を水道事業基本計画として平成19年12月までに作成し、その基本計画を基として平成20年3月に簡易水道事業統合計画を策定する。

## 料金改定に伴う料金収入の推移

### 1 平成14年度料金改定の内容

- ・用途別基本料金の値上げ（平均で9.6%のアップ）
- ・メーター貸付料の値上げ

用途	基本料金				メーター貸付料			
	改定前	改定後	増減額	改定率	改定前	改定後	増減額	
家事用	円	円	円	%	円	円	円	
	一般世帯	2,540	2,790	250	9.8	1		
上記以外の世帯 (注)	1,270	1,395	125	9.8	口径 13m/m	155	170	15
					2			
営業用	5,090	5,590	500	9.8	口径 20m/m	210	230	20
					3			
官公庁 学校団体	4,680	5,140	460	9.8	口径 25m/m	210	250	40
					4			
浴場	10,190	11,200	1,010	9.9				
工業用	6,520	7,170	650	10.0	口径 40m/m	260	280	20
					5			
臨時用	6,520	7,170	650	10.0	口径 50m/m	0	1,610	1,610
船舶給水（その他）	380	410	30	7.9				

(注)世帯主が満75歳以上で、前年度住民税非課税世帯に適用但し生活保護世帯を除く。

### 2 料金収入の推移

(単位：円)

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
料金実績額	100,084,600	106,477,080	109,794,990	112,730,980	107,681,890	104,794,060
未改定の場合の料金見込み		100,652,315	104,118,000	106,980,938	101,937,157	99,189,714
改定に伴う増収額		5,824,765	5,676,990	5,750,042	5,744,733	5,604,346
13年度対比		6,392,480	9,710,390	12,646,380	7,597,290	4,709,460

「未改定の場合の料金見込み」は、実績の件数及び使用量と改定前料金表により算定